

平成 30 年 1 月 20 日

株山形パッケージセンターにおける一般事業主行動計画

女子職員が結婚後も安心して継続的に働くための行動計画

女性社員が安心して結婚、妊娠、出産、育児休暇および職場復帰ができるよう支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

－行動計画策定指針事項 1- (1) -ア及びエ (ウ) 並びにオ (ア) ②とスの事項を採用－

1. 計画期間平成 30 年 2 月 1 日～平成 32 年 1 月 31 日までの 2 年間 (継続あり)

2. 内容

(1) 女性社員が妊娠後に業務遂行等の不安または妊娠した女性社員自身の健康管理に対する対応策。

<対応策>

- ① 平成 30 年 1 月～ 相談窓口の設置 (子育て経験があり、現在も子育て中の現役総務係長 36 歳を担当者に指名)
- ② 平成 30 年 2 月～ 相談窓口設置の周知・徹底、社内掲示。
- ③ 定期的な面談 (体調管理等) の実施。
- ④ 時間外勤務の制限。妊婦の体に負担のない仕事への異動。

(2) 妊娠・出産したまたは育児休暇中の女性社員のメンタル面についてのヘルプ制度。

<対応策>

- ① 平成 30 年 2 月以降、当社産業医の医師とのタイアップで不安要素 (悩み等) を除去するカウンセリングが毎月できる体制の構築。
- ② 平成 30 年 3 月以降産業医によるカウンセリングについて社員への周知。

(3) 産休または育休期間中も安心して休暇を取得できる体制の構築

<対応策>

- ① 育休期間中の業務に対し、派遣社員を含む臨時職員採用による本人の責任負担感の排除。過去に結婚、出産で退職した女性職員の臨時職員採用 (正社員登用制度あり) を含む
- ② 育休中の職員への職場状況の定期的な報告。(面談、メール・ライン、紙媒体)
- ③ 引継書作成の本社サポート。

(4) 復帰後も安心して働ける体制・環境の構築

<対応策>

- ① 当社育児休業制度に基づく、育児短時間勤務の適用。
- ② 基本的には業務に親しんだ育休前の職場へ復帰。

平成 30 年 1 月 20 日

株山形パッケージセンターにおける一般事業主行動計画

働き方の見直しに対する行動計画

性別にかかわらず働き方の見直しに取り組むため、次のように行動計画を策定する。

* ー行動計画策定指針事項 1- (2) -ア及び 2- (5) の事項を採用ー

1. 計画期間平成 30 年 2 月 1 日～平成 32 年 1 月 31 日までの 2 年間 (継続あり)

2. 内容

(1) 所定労働時間の削減に対する対応策。

<対応策>

- ① 平成 30 年 2 月 1 日以降日中勤務者の時差出勤の徹底。(30 分～60 分)
 - ② 短時間勤務社員採用 (派遣社員・契約社員を含む) によるヘルプ活用。
 - ③ 他企業の定年退職者の積極雇用 (資格保有者)
- ②と③の混在あり。

(2) 次世代育成支援対策

<対応策>

- ① 平成 30 年 7 月～8 月の高校生に対するインターンシップによる就業体験機会の提供。
- ② 積極的にトライアル募集者を採用。